

認知症の人と家族を取り巻く現状と医療的課題

1 認知症高齢者の状況

東京都でも「4人に1人が高齢者」の時代へ
認知症の人の急速な増加
認知症の人の半数以上は在宅で生活
単身・夫婦のみ高齢者世帯の増加

2 これまでの取組

東京都認知症対策推進会議のもと、総合的な施策を展開
認知症の人と家族を支える医療支援体制のあり方について医療支援部会を設置し検討
地域医療における認知症対応力の向上（認知症サポーターの養成、かかりつけ医認知症対応力向上研修等の実施）
専門医療の提供（精神保健福祉センターの相談班による訪問、専門病棟への入院調整）

3 現状と課題

これまでの取組により、東京における地域の医療体制は着実に進んできている
都内には、身体合併症・周辺症状に対応可能な専門医療機関が相当数存在している
しかし、医療支援部会報告書で掲げられた、医療支援体制や連携体制は、十分には構築されておらず、以下のような課題がある

認知症の早期診断・早期対応]

- ・ 専門医療機関に適切につなげる等、かかりつけ医の更なる理解促進が必要
- ・ 病識がないなど受診を拒否する人を診断につなげる方策が必要
- ・ 専門医療機関でも診断だけでなく、生活支援の視点が必要

身体合併症・周辺症状への対応]

- ・ 入院に対応できる病院が患者の数と比較して相対的に少なく、入院先を探すのが困難
- ・ 退院に向けた事前調整が十分でなく、在宅復帰に支障を来すことがある

地域連携の推進]

- ・ 医療機関と地域包括支援センター双方のコミュニケーションが十分ではない
- ・ 家族支援を行っている家族介護者の会の活動が十分に知られていない

専門医療、地域連携を支える人材の育成]

- ・ 専門医療に精通した人材の育成、地域の認知症対応力の向上が急務

認知症疾患医療センターの整備

1 整備に向けた考え方

課題を解決するため、医療機関同士、さらには、医療と介護の連携の推進役となる認知症疾患医療センターを東京都においても整備し、認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制を構築するとともに、地域における連携体制を構築することが必要

国の設置基準を満たすだけでなく、大都市東京において効果的に機能するものとして整備するためには、東京都としてセンターに求める機能・役割の整理が必要

この整理に基づき、都はセンターの指定を行うことが望ましい

2 指定数

二次保健医療圏に1箇所を基本とし、運営状況等を踏まえ、必要がある場合は数を見直すべき

3 指定期間

一定の指定期間を設けるべき

東京都における認知症疾患医療センターの機能・役割

1 基本的機能

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加すると見込まれることから、地域の医療機関同士、さらには医療と介護の緊密な連携を強化する必要がある。このため、東京都における認知症疾患医療センターには、特に以下の機能を担うことが求められる

- ・地域の医療機関及び介護事業所等への支援機能
- ・地域の認知症に係る医療・介護連携を推進する機能

2 3つの役割

基本的機能に基づき、具体的な支援体制及び連携体制の構築を図るため、以下の3つの役割を果たすことが必要

- 1 認知症に係る専門医療機関として、認知症の人に対する様々な医療を適切に提供できる体制を構築する役割
- 2 認知症に係る地域連携の推進機関として、認知症の人が地域で安心して生活を継続できるようにするための支援体制を構築する役割
- 3 認知症に係る人材育成機関として、地域における認知症専門医療の充実と、地域における認知症対応力の向上を図る役割

【専門医療機関としての役割】

専門医療相談の実施

- ・関係機関等からの多様な相談に応じられる医療相談室の設置
- ・受診が困難な人への支援

鑑別診断・初期対応時の取組

- ・本人の身体的・社会的側面等を総合的に評価の上、適確に診断

身体合併症・周辺症状への対応

- ・センター内及び地域での受入体制の整備（院内連携・地域連携）
- ・早期からの退院支援

【地域連携の推進機関としての役割】

地域連携の推進

- ・認知症疾患医療・介護連携協議会や研修会等を通じた地域連携体制の構築
- ・地域包括支援センター、家族介護者の会等との連携

【人材育成機関としての役割】

専門医療、地域連携を支える人材の育成

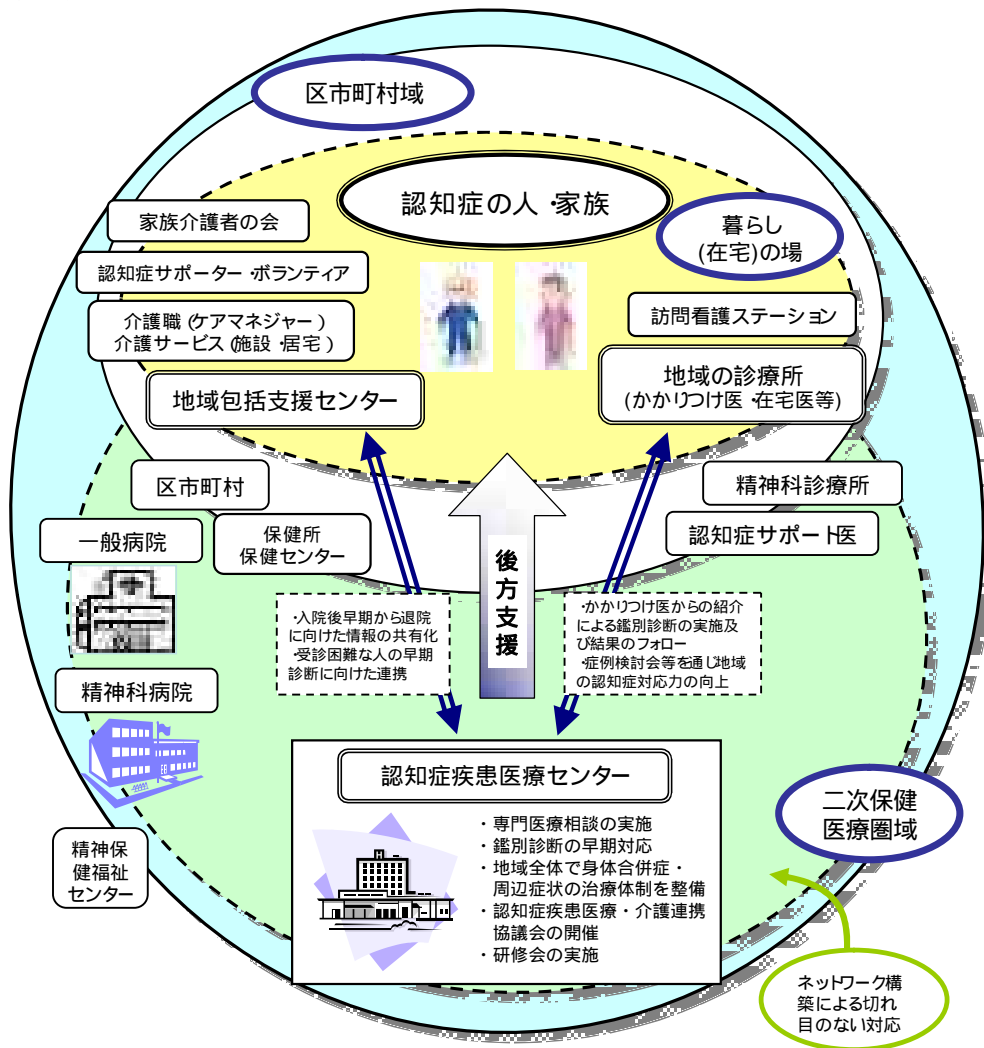
【その他】

情報発信

- ・認知症についての理解促進に向けた普及啓発

特に、「身体合併症・周辺症状への対応」と「地域連携の推進」については、重点的に取り組むことが求められる

地域連携のイメージ



医療相談室の役割

「医療相談室」は、「3つの役割」を具体的に推進する役割を担っており、センターが地域連携・院内連携を進めるに当たっては、「医療相談室」の役割が大変重要

- 1 地域連携における医療相談室の役割
 - 地域連携体制の構築
 - 個別ケースにおける連携
- 2 院内連携における医療相談室の役割
 - 身体合併症を有する認知症の人の受入れ等において、認知症専門医等と他の診療科の間をつなぎ、院内連携の推進や院内の認知症の人に対する総合調整機能を担う

関係機関の協力

- 1 東京都の役割
 - センター間の連絡会の開催等、当事業の充実に向けた積極的な取組が必要
 - 東京都における標準的な地域連携パスを作成するなど、各地域の連携体制構築に向けた積極的な支援を行うことが必要
- 2 区市町村の役割
 - 認知症疾患医療 介護連携協議会の開催に協力するなど、地域の連携体制の構築に積極的に取り組むことが求められる